

認知症サポーター養成講座

担当 介護保険課
☎046(2552)7084
FAX046(2552)8238

認知症を理解し、対応方法などを学ぶ事で「認知症サポーター」になることを目的とした講座を開催します。講座修了後はサポーターの証であるオレンジリングを授与します。

○とき 令和2年1月16日(木) 午後2時～3時30分(午後1時30分受付開始)

○ところ 立野台コミュニティセンター

○講師 市認知症キャラバンメイト

○対象 どなたでも

○定員 40人(申込順)

○参加費 無料

○申込方法 令和2年1月15日(水)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

※公共交通機関でお越しください。



フレイルサポーター募集

担当 介護保険課
☎046(2552)7084
FAX046(2552)8238

要介護状態につながる状態を「フレイル(虚弱)状態」といいます。市では、東京大学が監修したフレイル予防の講座「フレイルチェック」などのイベントを市と共に運営する「座間市フレイルサポーター」を募集します。サポーターになるためには、次の養成講座の受講が必要です。

○座間市フレイルサポーター養成講座

○とき 令和2年2月10日(月) 午後1時30分～4時、21日(金) 午後1時30分～4時30分(全2回)

○ところ 市民健康センター

○対象 市内在住・在勤者で講座修了後にサポーターとして活動できる方

○定員 25人(多数抽選)

○申込方法 令和2年1月17日(金)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

ソフトバレーボール大会

担当 スポーツ課
☎046(2552)8177
FAX046(2552)3550

バレーボールより簡易なルールと軟らかいボールを使って、初心者から経験者まで幅広い方が楽しむことができる「ソフトバレーボール」の大会を開催します。

○とき 令和2年1月18日(土) 午前9時30分から(午前9時受付開始)

○ところ スカイアリーナ座間大体育室

○対象 市内在住者

○部門 ジュニア(小学生)の部、一般(中学生以上) 初心者部、一般経験者の部、ファミリー(小学生と大人)の部

※中学生以上は二人まで出場可。

○チーム編成 1チーム4人

※登録、試合出場とも女性が一人以上。

○持ち物 室内用運動靴、着替え、飲み物

○申込方法 12月27日(金)までに市役所2階スポーツ課と市内小学校で配布する申込用紙(市ホームページからダウンロード可)、参加承諾書(中学生以下)に必要事項を記入し、〒252-1856 6座間市役所スポーツ課宛てに郵送、ファクスまたは直接担当へ

※参加チーム数により昼食休憩が入る場合あり。

ご協力ありがとうございます 原水爆禁止募金

担当 広聴人権課
☎046(2552)8087
FAX046(2552)0220

恒久平和と核廃絶を目的に、市原水爆禁止協議会が市内自治会の皆さまのご理解とご協力のもと、去る8月に実施した「原水爆禁止募金運動」には、267万円

7482円もの貴重な浄財が寄せられました(11月15日時点)。街頭募金などでも多くの皆さまからご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

一人で悩まず相談を 自立サポート相談例

担当 生活支援課
☎046(2552)8566
FAX046(2552)7043

市では、さまざまな要因で日々の生活にお困りの方を支援するために、無料で相談を受け付けています。

一人でも悩まず気軽にご相談ください(本人だけではなく、家族や周りの方からの相談も受け付けています)。

自立サポート相談では、その方に必要な支援をさまざまな面から総合的にを行います。詳しくは、担当へお問い合わせください。

○相談方法 電話、ファクスまたは直接担当へ

◆相談例 40代男性「けがを理由に離職し生活費に困っています」

「運送会社でトラックの運転手をしていたが、私用で出掛けた際に足を骨折し、入院・治療のために約1カ月仕事を休んだ。けがが完治するまで運転ができず、会社の都合で退社となってしまった。」

「離職後に日払いの仕事を数日行ったが、慣れない仕事で続かなかった。」

「貯蓄がほとんど無く、けがの治療費や生活費のために銀行や消費者金融から約100万円借りたが返せていない。来月分の家賃が払えず困っている。」

◆自立サポート相談による支援の例

住まいの問題を抱える求職者の家賃を支援する「住居確保給付金」を利用し、3カ月分の家賃を確保しました。

また、支援員のアドバイスで、求職中の生活を支援する「失業給付」を申請し、生活費を確保しました。

仕事については、支援員の紹介で、足のけがに理解のある運送会社へ正社員として就労しました。

さらに、「家計改善支援」により、日々の生活費を見直しました。仕事後の外食を自炊に切り替えるなどした事で生活に多少の余裕が生まれました。現在は、相談員とともに債務整理を検討しています。

※実際の相談を元に作成した例で実際の相談例ではありません。

就労相談

担当 障がい福祉課
☎046(2552)7132
FAX046(2552)7043

市では、障がいや難病がある方の就労相談を行います。

※直接就労先を紹介するものではありません。

○対象 障がい(身体・知的・精神など)や難病がある方

○申込方法 電話、ファクスまたは直接担当へ

◆出張相談

●相談相手がない
●働きたいと思っていない
●不安や課題、心配ごとがある方へ、専門の職員が相談を受け付け、就労に向けたサポートを行います。

○とき 毎週月曜・火曜

毎月第3木曜日に予約制で就労援助機関の出張相談を実施しています。同相談では、就労に向けた具体的な準備などの相談を行います。詳しくは担当へお問い合わせください。

発達相談

担当 障がい福祉課
☎046(2552)7132
FAX046(2552)7043

市では、乳幼児期(4カ月健診後～1歳6カ月)について、個別の発達相談を受け付けています。

寝返りができない、立ち上がりができない、歩き始めないなど、子どもの身体面の発達で悩んでいたりと、不安を感じている事について、子どものリハビリが専門の理学療法士が相談を受

け付け、解決に向けてアドバイスや必要機関の紹介を行います。お気軽にご相談ください。なお、相談は予約が必要です。

○とき 令和2年1月10日(金) 午前9時～正午

○ところ 市民健康センター

○申込方法 電話、ファクスまたは直接担当へ